

# 北海道立自然公園条例の一部を改正する条例案（素案）

## 1 改正の趣旨

国立・国定公園における生物多様性の確保に関する施策の充実や公園事業に係る監督権限の強化等を図るため自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）が改正（平成21年6月3日公布）されました。

道内においても、公園事業の継続が困難となる等の理由により、施設が放置され、風致景観を損なうこととなった事例や本来の生育地とは異なる植物の植栽による生態系への影響が懸念された事例が過去に見られ、今後も同様の事態が懸念されることからこうした問題に対応するため、北海道立自然公園においても、法の趣旨を踏まえるとともに、今年度中に併せて条例提案する予定の北海道生物多様性の保全に関する条例（仮称）との整合性を考慮し、条例の目的や規制内容等に生物多様性の視点を盛り込むなど所要の改正を行うこととします。

また、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により法の一部が改正され、公共団体が国立公園事業の一部を執行する場合などにおける環境大臣の同意を要する協議が同意を要しない協議とされたことから、道の条例においても同様の改正を行うこととします。

## 2 改正の主な内容

### (1) 目的の改正

生物の多様性に関する社会的な要請の高まりを踏まえた法の改正内容に準じ、目的に生物の多様性の確保に寄与することを明示します。

今回の目的の改正は、優れた自然の風景地を保護すること及びその利用の増進を図ることにより、道民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保にも寄与することを明確化したものであり、公園区域の指定等における従来の考え方を変えるものではありません。

### (2) 公園計画決定時における一般の閲覧の追加

従来、公園計画を決定したときは、概要を告示しなければならない旨規定されていましたが、国立・国定公園における公園計画の取扱と同様、より広く周知するため、一般の閲覧にも供することを加えます。

### (3) 公園事業の執行に関する規定の整備

公園事業の執行に関する規定については、従来、北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則74号。以下「規則」という。）において規定されていましたが、公園事業の適切な執行を推進するため、条例に規定するとともに、民間事業者に対する改善命令や原状回復命令等への違反について罰則を設けるなど、公園事業に対する監督機能の強化を図ることとします。

#### ア 公園事業の執行の協議又は認可における申請書記載事項

公園事業の執行認可申請の記載事項について規定することとします。

#### イ 記載事項の変更

アの記載事項を変更しようとするときは知事の認可を受けなければならないことを規定するとともに、当該認可を受けないで変更した場合の罰則を追加します。

#### ウ 軽微な変更届

軽微な変更をしたときの知事への届出を規定するとともに、届出をしないで変更した場合又は虚偽の届出をした場合の罰則を追加します。

#### エ 認可の条件

認可には、必要な限度において条件を付することができることを規定するとともに、条件に違反した場合の罰則を追加します。

#### オ 改善命令

改善命令について規定するとともに、改善命令に従わなかった場合の罰則を追加します。

#### カ 承継

合併、分割及び相続により地位を承継するときは、知事への協議又は承認を受けなけれ

ばならないことを規定します。

譲渡により地位を承継するときは、民間事業者の場合にあっては知事の認可を受けなければならないこととします。

キ 休廃止

公園事業を休廃止しようとするときはあらかじめ届出をしなければならないことを規定するとともに、届出をしないで又は虚偽の届出をして休廃止した場合の罰則を追加します。

ク 認可の失効及び取消し等

① 公園事業の認可の失効について、規定します。

② 認可が失効したときにおける知事への届出を規定するとともに、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合の罰則を追加します。

③ 上記イ、ウ及びエなどの違反を認可の取消事由に位置付ける旨、規定します。

ケ 原状回復命令等

原状回復命令等について規定するとともに、原状回復命令等に従わなかった場合の罰則を追加します。

コ 報告徴収及び立入検査

報告徴収及び立入検査について規定するとともに、報告をしない場合、立入を拒んだ場合などの罰則を追加します。

**(4) 特別地域における行為規制の追加**

ア 道立自然公園の特別地域における知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における次の行為を追加します（罰則の対象となる行為の追加）

① 木竹を損傷すること。

③ 知事が指定する区域が本来の生育地でない植物で知事が指定するものを植栽し、又は種子をまくこと。

③ 知事が指定する区域が本来の生息地でない動物で知事が指定するものを放つこと。

イ 道立自然公園の特別地域における知事への届出を要する行為として、木竹の植栽及び家畜の放牧を追加します(上記②、③に該当するものを除く。)

**(5) 特別地域における既着手行為に係る取扱い**

特別地域が指定された際又は特別地域において区域、物等の指定により行為が規制された際に、既に着手していた行為を既着手行為として規制の対象から除外（特別地域の指定日等から3か月以内に届け出）していましたが、知事が指定する植物の採取、車馬の乗り入れなど一部の行為については、既着手行為とする規定になっておらず取扱いが混在していたため規定を整理し、原則としてすべての行為について既着手行為として取り扱うこととします。

**(6) 罰則の追加（再掲）**

公園事業の執行に関する規定を規則から条例に規定することとしたこと等に伴い、上記(3)イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ及びコに関する罰則の規定を追加します。

**(7) 経過措置**

所要の経過措置を設けます。

**3 地域主権改革に係る第2次一括法関係**

**(1) 公園事業の執行**

市町村その他の公共団体が公園事業の一部を執行する場合における知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とします。

**(2) 公園事業の承継**

市町村その他の公共団体が合併又は分割により公園事業者の地位を承継する場合における知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とします。

**(3) 経過措置**

所要の経過措置を設けます。

**4 その他**

その他所要の整備を行います。